

三次募集

令和6年度 鹿児島市ECサイト導入等支援事業 募集要項

募集期間：令和6年10月15日（火）～11月15日（金）

【問合せ・書類提出先】

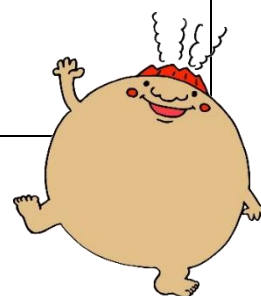
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 産業支援課 ものづくり係（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1323（直通）

FAX 099-216-1303

メール san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp



マグマシティPRキャラクター

火山の妖精マグニオン

1 鹿児島市ECサイト導入等支援事業とは

市内の中小企業者等の商品販売やサービス、店舗のPRを図るため、EC（電子商取引）サイトの立ち上げ等に対し助成を行うものです。

※ECサイト：インターネット上において商品又はサービス等の受発注を行うもの

2 対象者

- ・市内に事業所があり、その事業所についてのECサイト等の導入又はリニューアルを行う中小企業者等
- ・市内に事業所がある中小企業者等の3者以上で構成され、その構成員の3分の2以上が市内の中小企業者等であるグループ、団体等

※政治団体、宗教上の組織又は団体等を除く

※前年度に補助金の交付を受けたものを除く

3 補助対象経費

ECサイト（モバイルアプリケーションを含む）の導入、リニューアルに関する委託料、作成ソフトの購入費、ドメイン取得料、サーバー利用初期費用等

※独自サイトの導入、リニューアルに関するものに限ります。

※モール型ECサイトでモール内に自社ページが作成されるものは対象とします。

※パソコンやタブレットなどの購入費用、導入後の保守管理費は補助対象経費になりません。

※ECサイト等作成事業者は、地場産業の振興のため、原則として鹿児島市内の事業者とします。鹿児島市外の場合は理由書の提出が必要になります。

※国、県、その他公共団体からの助成金、交付金等の対象となっている事業は対象外となります。

※補助対象経費の支払先が、補助事業者等と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者若しくは補助事業者等の役員の属する企業又は補助事業者等の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等である場合は補助対象となりません。

※予約システムについては、24時間365日インターネット上で予約を受け付けることができ、かつその成約金額が確定するものを対象とします。

【注意事項】

- ・令和7年2月28日までに完了（実績報告書の提出）すること。
- ・提出していただいた申請書類や資料等の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された申請書類等は、当支援事業以外の目的で使用することはありません。
- ・補助決定後に、申請内容等の虚偽の記載が判明したときや、申請の要件に該当しなくなった場合、支援の決定が取り消されます。また、既に受け取っている補助金がある場合、返還していただくこととなります。
- ・補助決定後に事業内容が変更になる場合は、内容によっては支援の決定が取り消しになることがありますので、事前にご相談ください。

4 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（1件当たり25万円を限度とします）

※1, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

※補助金は予算の範囲内で交付します。

※課税事業者は、消費税抜きの金額が補助対象経費です。（非課税事業者は税込額が対象）

5 申請方法

◆受付期間 令和6年10月15日（火）～11月15日（金）

◆下記の申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて郵送（簡易書留）、持参又は電子申請で令和6年11月15日（消印有効）までに提出してください。

①ECサイト導入等支援事業応募用紙（様式第1）

②ECサイト導入等支援事業計画書（様式第2）

③登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票）※発行後3カ月以内のもの

④事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（見積書や必要経費の分かる資料など）

⑤課税事業者・免税事業者届出書（様式第3）

⑥決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書の写し、個人事業主の場合は直近の確定申告書一式の写し。）※創業後1年が経過しておらず、決算期末到来の場合は不要

⑦理由書（様式第4）※市外に住所を置く事業所にECサイト等の作成及びリニューアルを委託する場合は提出してください。

⑧暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第5）

⑨チェックリスト

⑩リニューアルの場合は、現時点のECサイトの画像等

⑪創業1年未満の個人事業主の場合は、開業届の写し

※様式は市のホームページからダウンロードができます。

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/san-shien/sangyo/shokogyo/sezogyonado/ec2024.html>)

※グループ、団体等の場合は、③⑤⑥は代表者の分

【鹿児島市ホームページ】



【鹿児島県電子申請】



6 補助金交付の可否について

- ・期日までに提出された申請書類をもとに、鹿児島市ECサイト導入等支援事業審査会（市職員で構成）で審査を行います。
- ・選考結果については、全ての申請者に通知します。
- ・採択の決定を受けた事業者は、指定された書類を期日までに提出していただきます。市で内容を確認後、補助金等交付決定通知書を送付します。

7 審査基準

項目		審査基準
1 商品（サービス）の特徴		(1)自身が販売予定の商品・サービスについて特徴をきちんと捉えているか。
		(2)作成（リニューアル）予定のサイトで販売する商品・サービスについて独創性がある商品か。
		(3)同じような商品・サービスがある場合、他との差別化ができているか。
2 販売戦略	(1)販売戦略	(1)決済方法の種類やサイトの機能に工夫がみられるか。
		(2)補助事業の趣旨(販路開拓・売上増)に沿った戦略になっているか。
		(3)販売予定の商品・サービスの拡充などの将来的な拡がりや実店舗との相乗効果について言及しているか。
	(2)売上目標	取組内容と販売する商品(サービス)、販売戦略を組み合わせることで、売上UPにつなげることができるか。

8 事業の実施にあたっての注意事項

- ・事業は、補助金交付決定日以降に開始してください。
※採択の決定後に届く補助金等交付決定通知書の日付です。（採択日ではありません。補助金等交付決定通知書の日付より前に支払った経費については、補助対象外となります。）
- ・補助金は、交付決定を受けた事業の目的以外に使用することはできません。
- ・補助金の交付決定を受けた事業は令和7年2月28日(金)までに終了してください。事業の終了とは、インターネット上にECサイト等を公開し、経費の支払いまでを終えることを指します。

9 実績報告

下記の書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて郵送又はメールにてご提出ください。

※事業終了後15日以内又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日まで

- ①補助事業等実績報告書
- ②事業実績及び収支決算書
- ③領収書の写し等（支出が確認できるもの）
- ④完成したECサイト等の画像

（トップページ、商品ページ、決済ページなどEC販売の機能が確認できるもの）

※事業終了日は、領収書等の支払い確認日又はECサイトの公開日のいずれか遅い日

※様式は補助金等交付決定通知書送付時に同封します。

10 補助金の支払

- 補助金は、原則として、事業終了後に事業者が提出した「実績報告書」を審査し、補助金額が確定した後、支払います。
- 補助金等交付決定通知書の額を超えて支払うことはできません。
- 当初の見積額より減額になった場合は、実際の支払い額から2分の1に再計算した額で補助額を確定します。

11 実績経過報告書

- 事業完了の半年後、1年後に実績経過報告書を提出していただきます。
様式等については、後日こちらから案内いたします。

12 スケジュール

【応募】

①応募用紙・計画書等の提出

令和6年10月15日から令和6年11月15日まで(消印有効)

【選考】

②審査会

③採択通知又は不採択通知の交付
(ECサイト導入等支援事業支援決定通知書)

12月上旬頃採択・不採択通知送付
採択された事業者は、以下の2点の書類を提出
(採択通知に同封)

- ①補助金等交付申請書
- ②鹿児島市税の納付状況確認に関する同意書
(又は市税に滞納のないことの証明書)

【補助金交付申請】

④補助金等交付申請書の提出

⑤補助金等交付決定通知の交付

【事業実施期間】

⑥事業実施 (ECサイト等の作成開始)

※補助金等交付決定通知書の日付以降に、
事業を開始してください。

【実績報告】

⑦補助事業等実績報告書の提出

⑧補助金額の確定 (補助金等確定通知書の送付)

⑨補助金の交付

⑩実績経過報告書提出 (6ヶ月後・1年後)

※後日、メールにてご連絡します。

※事業終了後15日以内
又は令和7年2月28日(金)の
いずれか早い日までに提出ください。